

Q1: 判決はどうやって決めているんですか？

私が担当している刑事裁判は、①被告人が本当に犯罪をしたと認められるか、②(①が認められる場合)どのような刑にするか、を決めるためのものです。①は、裁判所に提出された書面を見たり、人の話を聞いたりして、証拠に基づいて判断します。②は、検察官や弁護人といった裁判に関係する人の意見を参考にしながら、法律の範囲内で、その事件に最もふさわしい刑を考えます。色々な角度から事件のことを考えて、これまでの裁判例も参考にしながら、自分なりに考えて判断しています。事件によっては判断にとてなや悩むこともあります。



Q2: 裁判ではどんなことを聞くんですか？

私が担当している刑事裁判では、証人(事件のこを見た
り、聞いたりしていた人)や被告人(刑事裁判にかけられてい
る人)から聞く場合に、裁判所の判断に必要なことは、
基本的に検察官と弁護人が聞くことになっています。ですの
で、裁判所は、それでも足りなかったところや、もう少し聞き
たいと思うことを、証人や被告人から聞きます。
また、検察官や弁護人に対して、主張している内容につい
て確認することもあります。

Q3: 裁判の時は何を考えているんですか？

私が担当している刑事裁判のときには、裁判官は、①
被告人が本当に犯罪をしたか、②(①が認められる場合)ど
のような刑にするか、を考えています。
また、裁判官は、裁判手続の責任者でもありますので、
裁判の手続きをきちんと進めることにも気を配っています。

さいばんかんしゅどう げんばけんしょう ほんとう おこな
Q4: 裁判官主導の現場検証は本当に行うんですか？

こうへい ちゅうりつ かんてん さいばんかん せつきよくてき しょうこ あつ
公平・中立の観点から、裁判官が積極的に証拠を集める
けんさつかん べんごにん もと おう しょうこ しら
ことはせず、検察官や弁護人の求めに応じて証拠を調べる
おお
ことが多いです。

げんばけんしょう おお おこな
なお、現場検証は、多くはありませんが、行うことはあります。

いま いちばんおも ちょうえき なんねん
Q5: 今までで一番重かった懲役は何年ですか？

さいばんかん けいけん じけん ないよう かず
裁判官によって、経験した事件の内容や数はいろいろです
ちょうえきじゅうすうねん むきちょうえき
ので、懲役十数年だったり、無期懲役だったりもします。た
さいばんかん じけん さいばんかん
だ、裁判官にとって事件は、「めぐりあわせ」です(裁判官が
じけん たんとう じけん ないよう かんけい
どんな事件を担当するかは、事件の内容に関係なく、
じどうてき き じけん たんとう
自動的に決まります。)。どんな事件を担当することになって
じけんかんけいしゃ はなし き かんが ゆうざい ひこくにん
も、事件関係者の話をよく聞き、よく考え、有罪(被告人が
ほんとう はんざい みと ばあい はんざい
本当に犯罪をした)と認められた場合には、その犯罪に
み あ けい いっしょうけんめいかんが
見合った刑はどんなものかを一生懸命考えます。

ゆうざい むざい わりあい
Q6: 有罪と無罪の割合ってどのくらいですか？

むざい ひと いま なんにん
また、無罪になった人は今まで何人くらいいるんですか？

にほん ゆうざい わりあい いじょう い
まず、日本の有罪の割合ですが、99%以上と
すうじ み はんざい かくじつ ゆうざい
まます。この数字を見ると、犯罪を
おも
なってしまうのかなと思うかも
じけん さいばん
せありません。すべての事件が裁判
にほん けいじ さいばん しく けんさつちよう
です。日本の刑事裁判の仕組み
けんさつかん ゆうざい はんけつ え しょうこ じゅんぴ
に「有罪判決を得られるだけの証拠が準備
けんとう さいばん き
できているか」を
き
しっかり検討して、裁判をするのか
し
しないのかを決
め
て
い
ま
す。

すうじ み けんさつかん き じけん さいばん
ちなみに、数字で見ると検
けん
察官の
き
ところ
き
に
来た
さいばん
事件
き
で
裁判
けん
になる
やく ほうむしょう さんこう
のは約40%(法務省HPを参考)ほどだ
き
そう
です。

いちばんいんしょう のこ なや さいばん
Q7: 一番印象に残った、または、悩んだ裁判はなん
ですか？

むずか じけん なや じけん
難しい事件、悩ましい事件はたくさんあります。とりわけ、
わたし たんとう けいじさいばん ひこくにん むざい しゅちょう
私が担当している刑事裁判では被告人が無罪を主張して
じけん むずか おお ひがいしゃ
いる事件に難しいものが多いです。いくら被害者がけがをし
ひこくにん はんになん べつ もんだい
たりしていても、被告人が犯人かどうかは別の問題ですし、「
うたが ひと しょぼつ ゆる
疑わしい」だけで人を処罰することは許されませんから、
しょうこ もと ひこくにん はんになん まちが みと
証拠に基づき、被告人が犯人であることが間違いないと認
しんちょう かんが
められるか、慎重に考えます。

ひこくにん ゆうざい まちが じけん
また、被告人が有罪であることに間違いがない事件でも、
たと じどうしゃ じこ はんざい むえん ひと
例えば、自動車事故のように、それまで犯罪と無縁だった人
いっしゆん あやま おお ひがい しょう
でも、一瞬の過ちによって大きな被害を生じさせてしまうこ
ひこくにん けい なや
ともあり、被告人をどのような刑にすべきか悩ましいです。
かんけいしゃぜんいん なつとく はんたん むずか
関係者全員が納得できるような判断は難しいのですが、
ひがいしゃ かがいしゃ かぞく じじょう き
被害者、加害者、それぞれの家族などの事情をよく聴かせ
さいばん すこ じけんかん
ていただいています。また、その裁判が、少しでも、事件関
けいしゃ くぎ おも
係者にとって、区切りとなればと思っています。

ひと さば むずか おし
Q8: 人を裁く難しさについて教えてください。

わたし たんとう けいじさいばん ひと さば
まず、私が担当している刑事裁判は、「人を裁く」のではな
く、「事件を裁く(判断する)」、有罪の場合でも「犯罪を裁く」も
のであると考えています。というのは、刑事裁判は、①被告人
が本当に犯罪をしたと認められるか、②(①が認められる
場合)どのような刑にするか、を決めるために行われるからで
す。

ゆうざい ばあい じっさい けい かんが あ はんざいこうい
有罪の場合に、実際の刑を考えるに当たっては、犯罪行為
の内容を中心に考えますが、被告人や、被害者、その周りの
人のことなど、色んなことを考えます。

はんけつ じしん
Q9: 判決に自信がないことはありますか？

じぶん はんけつ ひと じんせい か こわ
また自分の判決で人の人生を変えるのは怖くない
いんですか？

はんだん まよ なや たと わたし
判断に迷ったり、悩むことはたくさんあります。例えば、私
たんとう けいじさいばん ひこくにん けい
が担当している刑事裁判であれば、被告人にどのような刑を
か き なや つ
科すかを決めたりしますので、悩みは尽きません。そんなと
なんど しょうこしりょう みかえ ほか さいばんかん はなし
きは、何度も証拠資料を見返してみたり、他の裁判官と話
べつべつ けつろん はんけつしょ あん か
をしてみたり、ときには、別々の結論の判決書の案を書い
くら かくど かんが
て、比べてみたり、いろいろな角度から考えてみます。

はんけつ ないよう ひと じんせい おお えいきょう
もちろん、判決の内容によっては、人の人生に大きな影響
せきにん じゅうだい けいじさいばん
があるかもしれず、責任は重大です。ですが、刑事裁判は、
ひと じんせい さば ひこくにん はんざい おか
「人や人生を裁く」ものではなく、①被告人が犯罪を犯したと
みと みと ばあい けい
認められるか、②(①が認められる場合)どのような刑にする
き ひと はなし
かを定めるためのものですので、これらについて、人の話を
き かくど かんが
よく聴き、いろいろな角度から考えています。

はんけつ い わた さいばん じけん
判決を言い渡したときには、その裁判をきっかけに、事件
く ぎ さいしゅつぱつ おも
に区切りをつけて再出発をしてもらいたいとも思っています。

Q

しけい

Q10: 死刑にすることはありますか？

じけん しけい えら
事件によっては、死刑を選ぶことがあるかもしれません。も
えら ばあい いっしょ はんたん ひと なか
し選ぶことがある場合には、一緒に判断する人たちの中で
いけんこうかん かせ しんちょう はんたん おも
意見交換を重ねて、慎重に判断することになると思います。
ほうりつ さだ せんたく けい しけい はんざい
もともと、法律の定める選択できる刑に、死刑のある犯罪
すく ほうりつ さだ けい しけい はんざい
は少ないです。また、法律の定めた刑に死刑がある犯罪で
しけい きゅうきよく けいばつ しけい もんだい
あっても、死刑は究極の刑罰なので、死刑が問題とならな
おお
いことが多いです。

A

Q11: どうして犯罪はなくならないと思いますか？

はんざいじたい ほうりつ しゃかい やぶ こうい
犯罪自体は、法律という社会のルールを破る行為であり、
ほか ひと きず こうい
他の人を傷つけるような行為もありますので、なくなるべきも
たし
のであることは確かです。

ひと はんざい おこな りゆう ひと
しかし、人が犯罪を行ってしまう理由は人それぞれである
はんざい りゆう ひとこと ひじょう むずか
ため、犯罪がなくならない理由を一言でいうことは非常に難
しいです。

さいばんかん ひこくにん ほんとう つみ おか
ただ、裁判官は、被告人が本当にその罪を犯したのであれ
ひと ふたた はんざい おか きも む
ば、その人が再び犯罪を犯してほしくないという気持ちで向
あ さいばん おこな
き合い、裁判を行っています。

Q12: 死体の写真を見ることは怖くないですか？

まず、刑事裁判で、人が亡くなったことを証明するための証拠は、亡くなった方の写真に限られていないため、死体の写真を見ること自体少ないです。

ただし、被告人に対して適切な判決を下すために必要な場合であれば、私たち裁判官はそういった証拠とも向き合っていくこととなります。裁判官も人それぞれですので、亡くなった方の写真を見ることを苦手として怖いと感じる人もいます。そうでない裁判官でも、亡くなった方の写真を見ると、人として非常に心が痛みます。

Q13: 犯した罪は重いけど、すごく性格がいい人はい
ましたか？

刑事裁判は、①被告人が本当に犯罪をしたと認められる
か、②(①が認められる場合)どのような刑にするか、を決め
るために行われることから、基本的に、「被告人の性格が良
いかどうか」を見ていません。

ただ、事件によっては、被告人が何ら落ち度のない被害者
を一方的に攻撃するような事件もありますし、被告人がその
ときの状況などからやむを得ずに犯罪をしてしまうような
事件もあります。やむを得ずに犯罪をしてしまったような事件
の場合には、被告人を強く非難することはできないと考える
こともあります。

Q14: 刑事裁判はどのようにして始まるんですか？

さいばん なが おし
また、裁判の流れを教えてください。

さいばん けいじさいばん なが
裁判はどのようににはじまるのでしょうか。刑事裁判の流れを
み
見てみましょう。

じけん お けいさつかん そうさ
まず、事件が起きると警察官が捜査をします。そして、
ひぎしゃ はんりにん おも ひと たいほ と しら
被疑者(犯人と思われる人)を逮捕し、取り調べます。その
ご けんさつちよう けんさつかん じけん おく けんさつかん
後、検察庁の検察官のもとへ事件が送られ、さらに検察官
と しら おこな けんさつかん ゆうざいはんけつ え
の取り調べが行われます。そこで検察官が「有罪判決を得
しょうこ じゆんび はんだん きそ
られるだけの証拠が準備できている」と判断をすると、起訴と
てつづ おこな さいばん はじ さいばん はじ
いう手続きを行い、裁判が始まるのです。裁判が始まると
ひぎしゃ ひこくにん よ さいばん なか けいじそしょうほう
被疑者は被告人と呼ばれます。裁判の中では刑事訴訟法
さいばん おこな したが ひこくにん はなし き
という裁判を行うルールに従って、被告人の話聞いた
しょうこ しら しんり けつか ふ
り、証拠を調べたりします。そして、これらの審理の結果を踏
さいご さいばんかん はんけつ い わた
まえて最後は、裁判官が判決を言い渡します。

Q15: 犯人を見つけるのは大変ですか？

犯人を見つける仕事は警察などの捜査機関の仕事であり、裁判所の仕事ではありません。

では、裁判所は犯人を捕まえるまでにどんな仕事をすると思いますか。皆さんは映画やドラマなどで警察が人を逮捕するときに、白い紙を見せているのを見たことはありませんか。あれは「令状」といって、何の疑いもない人が逮捕されないように裁判所が事前に捜査機関に対して発付する書類になります。一部の例外を除いて、捜査機関は裁判所が出す「令状」がなければ人を逮捕することはできないのです。

わる ひと み ひと さいばん とき ちが
Q16: 悪いことをした人を見た人が裁判の時に違うこ
い
とを言ってしまうことがあるんですか？

しょうにん よ ひと さいばん ちが い
証人として呼ばれた人が裁判でわざと違うことを言うと、
ぎしょうざい つみ と ばつ う
偽証罪という罪に問われてしまい、罰を受けることがありま
ほうてい しょうげん ほうてい なか み
す。そのため、法廷において証言(法廷の中で見たことや
し はな まえ うそ
知っていることを話すこと)をする前には、「嘘をつきません」
せんせい
という宣誓をしてもらっています。

はんこう もくげき とき さいばん はな
また、わざとではなくても犯行を目撃した時から裁判で話
とき きおく か しょうにん
す時まで記憶が変わってしまう証人もいるかもしれませ
さいばんかん しょうにん けいさつかん けんさつかん と しら とき はな
ん。裁判官は証人が警察官や検察官の取り調べの時に話し
ないよう ちが い ちが
ていた内容と違うことを言っていないか、また、もし違ってい
ちが さまざま てん
たとしてもどのくらいの違いなのかなど、様々な点から、その
はなし しょうこ しんよう はんたん
話が証拠として信用することができるかどうかを判断してい
るんですよ。

いちばんけいばつ かる つみ おも つみ おし
Q17: 一番刑罰が軽い罪と重い罪を教えてください。

つみ たい けいばつ けいほう
どんな罪に対してどんな刑罰があたえられるのかは、刑法
ほうりつ にほん けいほう なか もっと おも つみ
という法律でまっています。日本の刑法の中で最も重い罪
がいかんゆうちざい つみ けいばつ しけい
は外患誘致罪という罪で、刑罰は死刑のみです。

いちばん かる つみ むずか にほん けいほう
一番軽い罪はこれというのは難しいですが、日本の刑法
かりよう けいばつ いちばん かる けいばつ さだ
においては「科料」という刑罰が一番軽い刑罰として定めら
かりよう えんいじょう まんえん みまん きんがく
れています。科料は1000円以上1万円未満の金額をとりた
けいばつ
てる刑罰です。

はんざい ひと なんねん けいむしょ
Q18: 犯罪をした人は何年くらい刑務所にいるんですか？

はんざい おか ほうりつ き
これはどんな犯罪を犯したかによって、法律で決められています。

けいほう ほうりつ はんざい
刑法などの法律では、どんなことが犯罪になるのか、その
はんざい おか ばつ き
犯罪を犯したときにどんな罰があるのかということが決められて
たと せつとう ひと い わた
ています。例えば、窃盗(どろぼうですね)をした人に言い渡
けいばつ はんい ねん い か ちょうえきまた まんえん い か
される刑罰の範囲は、10年以下の懲役又は50万円以下
ぼっきん
の罰金ということになっています。

ほんとう むざい ひと さいばん かね ゆうざい
Q19: 本当は無罪の人が裁判にお金をかけて有罪
さいこうさいばんしょ むざい さいばん
になり、最高裁判所で無罪になったら裁判で
つか かね かえ
使ったお金は返ってくるんですか？

むざいはんけつ う ばあい けいじほしょう ひようほしょう
無罪判決を受けた場合には刑事補償と費用補償によっ
くに たい かね もと じゆえきけん
て、国に対しお金を求めることができます(受益権)。

けいじほしょう ほんとう むざい たいほ からだ
刑事補償とは、本当は無罪なのに、逮捕などによって、体
こうそく ほしょう かね
を拘束してしまったことを補償するお金です。

いっぽう ひようほしょう さいばん かね べんごし
一方、費用補償とは裁判においてかかったお金(弁護士
ひよう くに ほしょう かね
費用など)を国が補償するお金です。

みから こうそく かね
どちらも、どれくらい身柄を拘束されたのか、どれくらいお金
しはら きんがく か
がかかったのかによって支払われる金額は変わってきます。

さいばん とき ひこくにん に
Q20: 裁判の時に被告人が逃げることはあるんです
か？

ひこくにん に
もちろん被告人に逃げられてしまうことはあってはなりませ
さいばんしょ さまざま くふう
るので、裁判所においても様々な工夫をしています。

みから こうそく ひこくにん さいばん
また、身柄を拘束されている被告人が裁判のために
さいばんしょ く けいさつかん けいむしょ けいむかん いっしょ
裁判所に来るときには、警察官や刑務所の刑務官と一緒に
さいばん た あ つね ひこくにん ちか たいき
裁判に立ち会い、常に被告人の近くで待機をしています。

さいばん しゃしんさつえい ろくおん
Q21: 裁判の写真撮影や録音はどういう
きよか
許可でできるんですか？

さいばん ようす さつえい ろくおん
裁判をしている様子を撮影したり、録音したりすることは
げんそく
原則できません。

ばんぐみ しょう ひつよう ばあい
ただし、ニュース番組に使用するなど、必要な場合には
さいばん はじ まえ ようす さつえい きよか
裁判が始まる前の様子を撮影することを許可することがあります。

さいばん かん
Q22: 裁判はドラマの「ヒーロー」みたいな感じ
ですか？

さいばん かた き
裁判のやり方は決まったルールもありますし、それぞれの
さいばんかん よ さいばん くふう ぶぶん
裁判官がより良い裁判をするために工夫している部分もあり
いちがい い さいばんしょ さいばん
ますので、一概には言えません。裁判所では、いつでも裁判
ぼうちょう で き ちが ぶぶん
を傍聴することが出来るので、ドラマなどと違う部分があるの
ぼうちょう き
かどうか、いつでも傍聴に来てみてください。

Q23: 裁判員制度についてどう思いますか？

さいばんいんせいど はじ しみん かた さんか
裁判員制度が始まって、市民の方が参加しやすいように
しんり み き わ わ
するために、審理が見て聞いて分かる、より分かりやすいもの
はんけつ さいばんいん さんか
のになりました。また、判決についても、裁判員として参加し
しみん かた してん かんかく はんえい ためんてき
てくださった市民の方の視点や感覚が反映され、より多面的
せつとくりよく
で説得力のあるものになりました。

さいばんいんせいど どうにゆう けいじさいばん
このようなことから、裁判員制度が導入され、刑事裁判が
よ かんが
より良いものになったと考えています。

Q24: 裁判官と裁判員は何が違うんですか？

さいばんいん さいばんかん ひこくにん ほんとう はんざい みと
裁判員も裁判官も、①被告人が本当に犯罪をしたと認め
みと ばあい けい
られるか、②(①が認められる場合)どのような刑にするか、
いっしょ はな あ き たすうけつ き
を一緒に話し合っ決めて決めること、多数決で決めるときには1
びょう も おな ほうりつ かいしゃく
票を持っていることは、同じです。ただ、法律の解釈や、
てつぎ しんこう さいばんかん おこな
手続の進行については、裁判官が行います。

さいばんいんせいど えら こくみん せつ かた き っ
Q25: 裁判員制度で選ばれた国民との接し方で気を付けていることはなんですか？

さいばんいん かた あんしん さいばん さんか いけん い
裁判員の方が、安心して裁判に参加し、意見を言いやす
ふんいき ころが たと きゅうけいじかん
いような雰囲気づくりを心掛けています。例えば、休憩時間
たが さいきん い
では、ときには、お互いに最近ハマっていることについて言い
あ じけん かんけい はなし
合ったりするなど、事件と関係のない話をして、リラックスし
てもらっています。

